

都市計画公園及び緑地の変更・廃止(素案)の説明会 議事録(要旨)

日 時:令和3年 11 月8日(月)

19 時 00 分ごろ～20 時 00 分ごろ

場 所:寝屋川市立南コミュニティセンター 体育館

参加者:9名(市出席者を除く。)

説明者:寝屋川市2軸化事業本部、都市基盤整備部公園みどり課

1 説明

本市が計画決定権限を有する都市計画公園及び緑地 26 箇所について、大阪府都市計画協会作成の「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」(以下「見直しの基本的な考え方」という。)に基づき検討した結果、21 箇所を変更・廃止候補とする素案をとりまとめた。

以上のことに関して、資料に基づき説明を行った。

2 質疑応答等(要旨)

説明の後、以下のとおり質疑応答等があった。

参加者の質疑、意見等	市の回答、見解等
今回の変更・廃止は決定事項か。	あくまでも素案であり、これからの公聴会、案の縦覧等の都市計画手続きの中での市民の皆様の御意見を踏まえ、都市計画審議会に諮り、その上で決定してまいります。
令和6年度からの固定資産税等の減価補正がなくなることについても決定事項ではないということか。	本素案の内容が変更となる場合は、その内容に従って、固定資産税等の減価補正の内容も変わるものです。
今回の変更・廃止(素案)が示さ	50 年前の市街地拡大の社会情

<p>れる契機となったものは何か。</p>	<p>勢の中で、都市計画決定を行ったものですが、財政事情等により、現状も未着手・未完成の都市計画公園及び緑地が存在しています。</p> <p>その後、最高裁判決の補足意見が一つの契機となって、国において長期未着手・未完成の都市計画の見直しの考え方が整理され、これらを受け、市において、見直しについて検討してきたところです。</p>
<p>そもそも、20 以上の都市計画公園・緑地を整備すること自体、難しいのではないか。</p>	<p>当時は、市街地の拡大等、様々な考えのもと、都市計画公園・緑地を決定してきたものですが、現状としては、多くが未整備のままとなっており、国や府の動きを踏まえて見直しの取組を進めてきました。</p> <p>今後も皆様の御意見をお聴きしながら、取組を進めてまいります。</p>
<p>開設済みでない公園について、どうなるのか。</p>	<p>今回、「廃止候補」とお示したものに関して、都市計画の廃止をするもので、その部分について建築制限がなくなります。</p> <p>資料(P17～39)の赤枠で囲ったところが、都市計画区域であり、この中で開設済みの箇所は公園として今後も残り、御利用いただけますが、未開設の箇所については、公園の計画がなくなります。</p>

<p>この見直しは、公園の計画を決定したが、整備できる見込みがないから計画を廃止し、建築制限がなくなり、それに伴い、固定資産税等があがるということか。</p>	<p>長期未着手・未完成の都市計画が課題となる中、都市計画公園・緑地に代わる、都市公園、ちびっこ老人憩いの広場、学校等で代替りの機能を果たしていけるのであれば、廃止を検討する等といった「見直しの基本的な考え方」が整理され、その考えに基づいて代替機能評価等を行い、見直し行うものです。</p> <p>代替機能が確認されないものについては、存続候補としております。</p>
<p>都市計画決定がなされ、その後、50年が経過する中で見直しが行われ、今後、また、都市計画区域を広げていこうというようなことはないのか。その都度変わっていくのであれば、今回、見直しを行うという必要性は何なのか。</p>	<p>現在の人口減少・少子高齢化等の社会情勢の中で、新しく計画決定していくということについては、難しいものと考えます。</p>
<p>本素案について意見を述べれば、それは反映されるのか。</p>	<p>この説明会や今後の公聴会等において、御意見をお聴きし、その内容も含め、都市計画審議会に諮り、判断してまいります。</p>
<p>50年以上制限がかけられる中で、今回の見直しにより、固定資産税等の減価補正がなくなるというのは、どうなのか。</p>	<p>固定資産税等の減価補正については、建築制限が課せられていることを考慮して、対象となる土地の評価を減じているという制度です。</p>

	<p>建築制限がなくなると減価補正が適用されなくなるものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
--	---